医療系廃棄物等包括管理業務

仕 様 書

2021 年 11 月 京都大学医学部附属病院

1. 業務名

医療系廃棄物等包括管理業務 一式

(業務内容)

- (1) 医療系廃棄物等包括管理業務
- (2) 医療系廃棄物等構内収集・滅菌業務
- (3) 医療系廃棄物等収集運搬(外部搬出)及び処分業務
- (4) 病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物分別・搬出準備作業

2. 業務の概要

本業務は、京都大学医学部附属病院(以下「病院」という)から排出される医療系感染性廃棄物(以下「感染性廃棄物」という)を中心としたすべての廃棄物の処分及びそれに関連する様々な業務を包括的に委託することにより、廃棄物の適正処分、業務の効率化、備品の有効活用及び廃棄コストの削減を図るものである。

なお、感染性廃棄物(固形物)については、2016年6月より、病院西構内サービスサプライ棟旧焼却炉施設棟に設置した感染性医療廃棄物用高圧蒸気滅菌装置(以下「高圧蒸気滅菌装置」という)による感染性廃棄物処理方法を導入しており、高圧蒸気滅菌装置で滅菌処理した滅菌残渣を産業廃棄物(廃プラスチック類)で排出する運用を行うものとする。

また、契約期間中の2022年4月から2024年3月までの間は北病棟・中央診療施設棟 (以下「中診棟」という)リノベーション改修工事を実施しており、それに伴う移転後の残置 物品の分別や搬出準備作業及び、病院の大型ゴミを一時保管する産業廃棄物倉庫や移転病棟 等から排出される産業廃棄物(大型粗大ゴミ)の収集運搬(外部搬出)及び処分に関する業務等 も本業務に含まれるものとする。

3. 業務実施日時等

2022年4月1日から2025年3月31日(3年間)

業務内容ごとの業務実施日は下記のとおりである。

- (1) 医療系廃棄物等包括管理等業務 8時00分~17時00分 土曜日、日曜日、京都大学創立記念日(6月18日)、国民の休日及び年末年始 (12月29日~1月3日)(これらの日を以下「休日」という)を除く平日
- (2) 医療系廃棄物等構内収集・滅菌業務 日曜日及び1月1日(元旦)を除く毎日 7時30分~17時00分
- (3) 医療系廃棄物等収集運搬(外部搬出)及び処分業務 日曜日及び1月1日(元旦)を除く毎日
- (4)病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物分別・搬出準備作業 2022年4月1日から2024年3月31日 休日を除く平日に実施 期間中15日間程度の予定 9時00分~17時00分

- 4. 業務従事者等(業務時間は1名8時間(1時間の休息を含む)とする)
 - (1)業務責任者(本業務全体を統括管理する者)・・1名(病院に常駐する必要なし)
 - 有資格:特別管理産業廃棄物管理責任者もしくは廃棄物管理士
 - (2)包括管理者・・・平日1名(病院に常駐)
 - 有資格:特別管理産業廃棄物管理責任者もしくは廃棄物管理士
 - : 第一種圧力容器取扱作業主任者
 - : 特定化学物質作業主任者
 - 医療系感染性廃棄物や産業廃棄物の知識(分別や処理方法)を有する者
 - (3) 廃棄物アドバイザー・・・1名 (病院に常する必要なし)
 - 有資格:特別管理産業廃棄物管理責任者もしくは廃棄物管理士
 - ・600 床以上の病院において、自ら同一病院で2年以上継続して、廃棄物関連のアドバイザー業務(環境省のガイドライン等に沿った分別や処理方法の徹底、処理コストの低減などのコンサルタント)を務めた実績(又は同等の判断できる実績)を有する者であること。
 - ※業務責任者と廃棄物アドバイザーの兼務、包括管理者と廃棄物アドバイザーの兼務 は認める。業務責任者、廃棄物アドバイザーは確定させて公募に参加すること。
 - (4) 構内収集・滅菌業務作業員・・・平日3名以上(病院に常駐) 休日2名以上(病院に常駐)
 - ・8. 業務内容(2)の構内収集・滅菌業務及び(1)の包括管理等業務における包括管理者の業務補助を行う作業員である。
 - (5) 廃棄物分別・搬出準備作業員(2名を1組/1日3組/15日間を予定とする)
 - ・8. 業務内容(4)の病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物分別・搬出準備作業を行う作業員である。
 - ・1日の作業量に応じて、1組(2名)~3組(6名)の間で作業員を調整する。

5. 履行場所

京都大学医学部附属病院(京都市左京区聖護院川原町 54、以下「病院」という) サービスサプライ棟廃棄物集積施設

6. 本業務で扱う廃棄物の種類及び排出量等

(1) 医療系感染性廃棄物·産業廃棄物

廃棄物の種類	年間排出量(見込)	備考
医療用感染性廃棄物		外部処理施設への収集運搬及び処分 業務のみ
・感染性廃棄物(液体・鋭利物)	90, 000Kg	
・感染性廃棄物(固形物)	3, 000kg	高圧蒸気滅菌装置が使えない時のみ 3日分程度度 高圧蒸気滅菌装置導入後、実績なし
産業廃棄物		外部処理施設への収集運搬及び処分 業務と構内収集業務
・廃プラスチック類	264, 000Kg	
・廃プラスチック類(滅菌残渣)	312, 000Kg	
・ガラスくず	9, 900Kg	
・金属くず(小型金属)	2, 250Kg	
一般廃棄物	160, 000Kg	構内収集のみ
資源ごみ (売り払い)		構内収集のみ
・ペットボトル	26, 500Kg	
• 金属くず(缶、スプレー缶)	6, 000Kg	
・ダンボール	100, 000Kg	

[※]一般廃棄物及び資源ごみ(売り払い)に関しては、構内収集のみ本契約で行い、収集運搬や処分、売り払いの契約は本業務の対象外とする。

(2) 産業廃棄物(大型粗大ゴミ)

廃棄物の種類	1回の搬出量	年間搬出	備考
	(見込)	予定回数	
産業廃棄物(大型粗大ゴミ)	外部処理施設への収集運搬及び処分業務のみ		
・金属くず(二級金属くず)	2, 500Kg	6 回	有価物
・金属くず(二級金属くず)	4, 000Kg	6 回	廃棄物
・雑品(ケーブル等)	1, 000kg	6 回	有価物
・廃プラスチック類(混合廃棄物)	1, 500Kg	6 回	
・フロン回収処理	5 台	6 回	
・HDD・ノートパソコン磁気破壊処理	15 台	6 回	
・家電リサイクル処理	10 台	3 回	

- ※・上記は産業廃棄物倉庫からの搬出予定量である。
 - ・金属くず(二級金属くず)及び雑品(ケーブルなど)は、排出する(した)産業廃棄物が有価物と判断された場合は受注者(特に断りがない限り、代表企業を差すものとする)又は協力企業において買い取ることを原則とする。その場合、金属くず(二級金属くず)については価格の変動が見込まれるため時価とし、排出の都度、見積書により買取価格を決定する。雑品(ケーブルなど)は、契約期間一定の単価とする。
 - ・有価物に関しては、収集運搬や売り払いの契約は本契約に含まず、受注者又は協力企

業と別途契約を締結する。

- ・病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物搬出量は発生の都度、現場確認を行い、数量等を確認するものとする。(期間中10回程度を予定している。)
- ・本仕様書に記載のない産業廃棄物の処理を委託する場合は、受注者が対応できる場合は、その産業廃棄物に対して病院と受注者又は協力企業が「産業廃棄物の収集運搬及び処分業務」について別途契約を締結する。受注者が対応できない場合は、病院が別の廃棄物業務者と契約を締結する。

上記、産業廃棄物(大型粗大ゴミ)搬出に係る車輌等の数量等

車輛・作業員等	1回の搬出に係る	年間搬出	備考
	数量等(見込)	予定回数	
車輛(運転手込み)			
・4t トラック程度の車輛	4 車	6 回	
廃棄物積込作業員等			
- 作業員	8 人	6回	搬出量により
	0 7		6~10 人前後
・作業員用道具搬送車	1 車	6 回	
• 作業員用交通費	4 人	6 回	排出量による
その他			
・機材・道具	1 式	6 回	

7. 業務体制について

(1) 共同事業体制について

本業務は、病院の責務として法律に基づいた環境に優しく適切な廃棄物処理を低コストで取り組むために、構内の感染性廃棄物を中心としたすべての廃棄物の処分及びそれに関連する様々な業務を包括的に管理する医療系廃棄物等包括管理業務を実施する代表企業が受注者となり、一部の業務を共同事業者の協力企業に委託する業務責任包括型の業務体制とする。

従って、受注者(代表企業)は、本業務の責任者として、協力企業に対して収集運搬(外部搬出)・処分業務等に関する助言や監査業務、病院からの委託料の支払代行(※注意:病院が複数の協力企業に支払う収集運搬(外部搬出)・処分業務の委託料は、統一単価とする。)を行い、病院の廃棄物業務全般を包括的に管理運営するものとする。

(2)協力企業への委託について

受注者は、本契約業務の主たる部分を協力企業に委託することはできない。但し、次の業務についてはこの限りでなく、必要に応じて、本仕様書の要件を満たす協力企業への委託を認める。委託する場合は、本プロポーザル応募の時点で病院による審査及び承認を得るものとする。また、契約期間中の委託先の変更等については、病院と受注者が協議により決定する。

受注者は、一部の業務を委託する場合においても代表企業として包括管理業務全体の責務を負うものとし、委託先の協力企業に対して直接に指揮及び監督を行い、委託先の業務の履行についても一切の責任を負うものとする。また、委託先の企業は委託された業務を自ら実施するものとし、業務に関して代表企業同様の責任を負うものとする。

なお、本プロポーザルの応募者(代表企業) は、他の応募者の委託先(協力企業) として公募に参加することはできない。また、委託先の協力企業はこの限りでなく、他の応募者(代表企業) の委託先として参加することができるものとする。

<受注者(代表企業)が自ら実施する業務>

- (1) 医療系廃棄物等包括管理
- (2) 医療系廃棄物等構内収集·滅菌業務

<協力企業に再委託することができる業務>

- (3) 医療系廃棄物等収集運搬(外部搬出)及び処分業務 ※収集運搬業務、処分業務共に2者以上で構成された業務体制とすること。
- (4) 病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物分別・搬出作業

8. 業務内容

(1) 医療系廃棄物等包括管理業務

構内の医療系廃棄物の処分及びそれに関連する様々な業務を包括的に管理するために、 包括管理者及び廃棄物アドバイザーを配置して(但し、包括管理者は常駐とする)、以下の 業務を行うものとする。

(ア) 医療系廃棄物等包括管理業務

受注者は、医療系廃棄物を主とした病院全体の廃棄物を包括的に管理するために以下の 業務を行うものとする。なお、業務開始に先立ち、年度毎に月間及び年間の業務全体のス ケジュールを作成し、病院経理・調達課契約掛(以下「契約掛」という)の承認を得てか ら、業務を開始するものとする。

- a) 本業務の廃棄物処理業務全般の総合管理(滅菌装置運用、品質管理、監査業務を含また)
- b) 本業務に含まれない廃棄物も含めた病院廃棄物の適正処理に関する総合管理(品質 管理、監査業務を含む)
- c) 委託先並びに委託業務の関する総合管理(品質管理、監査業務を含む)
- d) 本業務に含まれない廃棄物(一般廃棄物、その他の廃棄物(蛍光灯、廃液、乾電池、 古紙、機密文書など)の処理に関する助言やアドバイス
- e) 病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物分別・搬出準備作業の総括責任者
- f) マニフェストの入力代行・管理業務(一般廃棄物は除く) ※電子マニフェストの加入代金は病院が負担する。
- g) 廃棄物処理作業日報の作成
- h) 廃棄物搬出量の集計、病院への報告資料の作成
- i) 医療監視、IS09001 品質マネジメントシステム認証審査・内部監査等への協力
- j) 既設高圧蒸気滅菌装置についての無菌性確認 ※別途、メンテンナス業者が実施する毎月の定期メンテナンスの際に受注者側で用 意したオートリーダー及びバイオロジカルインジケーター等で指標菌を 10 の-4 乗
- k) 既設高圧蒸気滅菌装置についてのメンテナンス対応
 - ※日常メンテナンスについては別途病院が定めるメンテナンス要領に基づき毎日運転前に実施すること。また、病院が指定するメンテナンス業者との定期点検及びスポット修理の現場対応を行うこと。

以上の水準で殺滅できていることを確認し、病院担当者に報告書を提出すること。

- ※修理が必要な場合は本学職員と協議の上、メンテナンス業者への連絡を行うこと。 なお、メンテンナンス費用等は病院及びメンテナンス業者間で発生するものであり、 本包括契約には含まない。
- 1) 作業員に対する教育研修
 - ※廃棄物の種類ごとの処理方法や分別に関する教育研修は定期的に実施すること。

(イ) 廃棄物容器・ごみ箱等(消耗品)の調達及び容器選定

- a) 包括管理業務及びアドバイザー業務の一環として、受注者は本業務で使用する廃棄物容器等を用意するものとする。本プロポーザル応募において提案し、実施計画書の審査において、受注者の承認を得るものとする。本業務開始以降は、欠品等無きよう、安定的に廃棄物容器等を病院に納入をすること。また、処理方法と並行して適切な容器の選定を行い病院に提案すること。
- b) 廃棄物容器の調達については別途契約とする(今回の契約金額には含まれない。)。 また、実際の購入窓口は協力企業や取引先への委託を可とする。発注及び納入方法 については、別途打ち合わせにより決定する。
- c) 院内で使用するゴミ箱についても、分別方法と並行して適切な容器の選定を行い、

病院に提案すること。調達する場合は別途契約とする。

d) 受注者に調達を希望する廃棄物容器等は下記の通りである。

容器の種類	月間使用数	備考
プラスチック容器 20~25L サイズ	600 個	
プラスチック容器 40~50L サイズ	600 個	
廃棄物用ゴミ袋 オレンジ色着色 (2層タイプ、125℃までの耐熱性のもの)	15, 000 枚	W680×D800× 厚 0.03(mm)
70L 段ボール	10 枚	
足踏みペダル	1 台	年間約 10 台の見込み

- ・形状及びサイズについては上記と類似のものを基本とする。 また、病院側から上記以外に運用に応じて提案を求める場合があるので、可能な範囲で対応すること。
- ・プラスチック容器の形状及びサイズについては、現在使用のプラスチック容器と類似のものを用意して、病院の備え付けの足ふみペダルを利用することを前提とする。なお、現在使用している足ふみペダルは下記のプラスチック容器に適合するものである。

プラスチック容器 20L W320mm×D320mm×H300mm 程度 プラスチック容器 40L W480mm×D320mm×H380mm 程度

- ・プラスチック容器の仕様について、上記のもの以外の形状及びサイズを提案する場合は、病院で使用する専用足ふみペダルの導入費用及び撤去費用を受注者が負担して、足ふみペダルの入れ替えを行うものとする。(入替後の追加は病院側で負担する。)
- ・契約開始時点で病院在庫があるものは、病院在庫終了後に導入開始となる。
- ・上記数量は見込み数量のため、運用等により数量の変動があることを考慮すること。
- ・上記のプラスチック容器や廃棄物用ゴミ袋以外の提案も可能である。適正処分かつ コスト低減が実現できるよき提案であれば採用する。

(ウ) アドバイザー業務

受注者は、環境省のガイドライン等に沿った分別や処理方法の徹底及び処理コスト の低減を目的として、現状より品質を向上させるために以下のアドバイザー業務を 行う。

- a) 処理方法が分からない廃棄物に対して、適正な処理方法の助言や提案を行う。また、 病院の廃棄物全般の適正運用に関する助言や提案を行い、自らも実行する。
- b) 適正な容器や袋の使用方法に関する助言や提案を行い、自らも実行する。
- c) 廃棄物処理等のコスト低減のための方策を検討し実行する。
- d) 院内のラウンドを年1回行い、病院職員に対して適切な分別と適切な処理方法をレクチャーする。ラウンドの報告書を作成する。標準以下の評価の部署に対して再ラウンドを行い、改善されているか確認する。
- e) 病院職員や業務委託業者に対して実施する「病院の廃棄物処理に関する研修会」の講師を務める。特に、廃棄物の分別や適正処理を徹底させるためのサポートを行う。
- f) 院内の廃棄物等環境整備委員会(以下「委員会」という)にて、この間の廃棄物の 排出量やラウンドの結果を数値で分かりやすく前年度の比較なども交えて報告する。 また、報告のための資料を作成する。
- g) 適切に分別できているか、定期で6か月に1回、いろいろな廃棄物のサンプリング

や分析を行い、病院に報告するとともに、改善すべき場合は改善案を提案する。

- h) 感染制御部 (ICT) の医師・看護師に対して、必要に応じて、学会・研究発表等 に関する資料提供や情報提供等を行う。
- i) 病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物の分別・搬出準備作業に関する助言やアドバイスを行い、自らも実行する。

(エ) 産業廃棄物(大型粗大ゴミ)の受入・搬出等管理業務

受注者は、定期で木曜日14時~15時の間、別紙・廃棄物集積場所図面に示す産業 廃棄物倉庫で月2回、病院構内から病院職員や医療機器等納入業者が持ち込む産業廃棄 物(大型粗大ゴミ)の受入作業を行う。

a) 受け入れる時は以下のような不適切な状態ではなく、廃棄物が適切な状態か確認して受け入れること。また、病院所定の「不用決定申請書」を病院職員が持参した場合は、書類を受け取り契約掛へ回付すること。

〈不適切な事例〉

- ・中がカラでなく、紙類や水が入ったままの状態である
- ・電池、蛍光灯が付いたままである
- 分別ができていないような廃棄物
- b) 受け入れた廃棄物は、倉庫をエリアで区切り、物品の種類で分別して整理整頓して 保管すること。
- c) 上記 a) の定期受入れ以外に臨時の依頼があったときは、適宜対応すること。
- d) 各部署から大型物品の処分に関する相談があった場合は現場確認等を行い、収集運搬業者に直接引き取りに来てもらう手続きを行うなど、適切な方法で処分できるように手配すること。
- e) 倉庫が満杯になったら、受注者又は協力企業の産業廃棄物(大型粗大ごみ)の収集運搬業者担当者に連絡して搬出の手配を行い、搬出日が確定したら電子マニファストの予約登録を行うこと。
- f) 搬出に当たっては、産業廃棄物(大型粗大ゴミ)の収集運搬業者の作業員が収集車輛 への積み込み作業を行うので、最初と最後の立ち合いを行い、倉庫の中がすべて搬 出されたのか確認を行うこと。
- g) 上記 d) に記載の病院構内の各部署より直接搬出する場合、並びに、病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物を各部署より直接搬出する場合は必ず現場に立ち会い、収集運搬業者に搬出物及び注意事項の説明を行い、最後に搬出完了の確認を行うこと。
- h) 収集運搬業者より搬出量確定の連絡があったら、電子マニフェストに確定入力を行う。

(2) 医療系廃棄物等構内収集・滅菌業務

構内収集を円滑に行うために作業員を常駐させて、以下の業務を行うこと。

- (ア) 産業廃棄物・一般廃棄物の構内収集業務
 - a) 産業廃棄物・一般廃棄物(大型粗大ゴミを除く)については、別紙・廃棄物集積場所 図面に示す2か所の構内廃棄物集積所(別紙図面①、④)から、受注者の所有する 貨物自動車(2トン以下の車輌)を使用して収集し、指定した経路で病院サービスサ プライ棟廃棄物集積施設の廃棄物集積場所(以下、「病院サービスサプライ棟廃棄物 集積場所」という)に分別して集積する。
 - b) 缶、スプレー缶は、缶プレス機により圧縮して整理する。
 - c) ゴミ収集の際は、ゴミ袋を破損しないよう注意すること。
 - d) 構内廃棄物集積所付近は、廃棄物の散乱等により周囲に不潔感を与えないよう十分 留意し、特に汚れているゴミ箱については、内・外共によく水洗し、清潔に保つよ う努めること。
 - e) 夏季(5~10月)においては、受注者の判断で、3か所の構内廃棄物集積所と病院サービスサプライ棟廃棄物集積施設の4か所について、必要の都度、害虫駆除剤を 散布すること。(害虫駆除剤は受注者が用意すること。)
 - f) 1日の収集回数の目安は以下のとおりとする。(〇数字の表記は別紙1廃棄物集積場所図面の番号である。)
 - ①中央診療棟地階構内廃棄物集積所 5回以上(土曜、祝日は4回以上)
 - ④ハイメディック棟廃棄物集積場所

午前1回

⑤看護師宿舎廃棄物集積場所

午前又は午後に1回

(カートにて収集)

- g) 構内廃棄物集積所及病院サービスサプライ棟廃棄物集積施設の整理整頓及び清掃を 行うこと。
- h) 病院サービスサプライ棟廃棄物集積施設で取り扱っていない廃棄物、分別されていないゴミ袋等が発見された場合は、その状況を写真に取り、契約掛に報告すること。

(イ) 感染性廃棄物の構内収集業務

- a) 感染性廃棄物については、別紙・廃棄物集積所図面に示す②南病棟北側感染性廃棄物 1 次収集場所に受注者の所有する鍵付きの廃棄物カートを設置するものする。その廃棄物カートに清掃スタッフにより感染性廃棄物が集積されるので、受注者の所有する廃棄物カートを使用して指定した経路で病院サービスサプライ棟廃棄物集積施設に運搬し、分別して集積等適切な処理を行うこと。感染性廃棄物を一時保管しているため、収集後は必ず廃棄物カートの施錠を行うこと。
- b) ゴミ収集の際は、ゴミ袋を破損しないよう注意すること。
- c) 感染性廃棄物が散乱するようなことはあってはならない。また、廃棄物カートについては、内・外ともによく水洗し、清潔に保つよう努めること。
- d) 1日の収集回数等は以下のとおりとする。

南病棟感染性廃棄物集積所

平日・15回程度

土曜・祝日 10~15回程度

最終回収は17:00とし、すべての感染性廃棄物を収集し空にすること。

- e) 廃棄物処理施設へ直接持ち込まれる感染性廃棄物の受取をおこなうこと。
- f) 病院地区構内の各部局(以下「関連部局」という)から持ち込まれる感染性廃棄物については以下の通り対応すること。
 - 排出数量の管理を行うため、「部局/滅菌対象物/滅菌非対象物」ごとに 1kg 単位 で計量を行うこと。
 - 関連部局から持ち込まれた滅菌対象物は、滅菌対象物と滅菌非対象物がきっち

り分別されていること、及び滅菌対象物の中に非対象物の混入が無いことを確認した上で受取を行うこと

- 滅菌対象物の中に滅菌非対象物の混入が確認された場合には、滅菌非対象物として取扱い、プラスチック容器へ収納して外部搬出の準備を行うこと。
- g) 上記 e) f) で受け取った感染性廃棄物を、滅菌対象物と滅菌非対象物に選別し、滅菌非対象物はプラスチック容器へ収納して外部搬出の準備を行うこと。
- h) 滅菌対象物は滅菌装置等による滅菌処理作業(下記(ウ))に取り掛かること。
- i) 空に近いプラスチック容器やゴミ袋、排出部署の明記がないものなどあまりにもひ どい廃棄物があった場合はその状況を写真に取り、その旨を契約掛に報告すること。
- j) 感染性廃棄物集積所の整理整頓及び清掃を行うこと。

(ウ) 感染性廃棄物滅菌業務

a) 上記(イ)で収集した感染性廃棄物の内、滅菌対象物について、既設高圧蒸気滅菌 装置にて滅菌処理を行い、無害化処理を行うこと。なお、既設装置は以下の通り構 成されている。

既設 感染性医療廃棄物用高圧蒸気滅菌装置 一式

(構成内訳)

鈴與株式会社製

感染性医療廃棄物高圧蒸気滅菌装置 メッキング 5000 AC-5000 2 台 専用台車 A メッキング専用台車(大) AC-5000-CB 2 台 専用台車 B メッキング専用台車(小) AC-5000-CS 2 台

株式会社サムソン製

蒸気供給ボイラー ガス焚き Les-E シリーズ Les-1000EP 1台 付帯機器(ボイラー給水用軟水器) サムソンソフナー SS-3D 1台 付帯機器(薬注ポンプ及び薬注タンク) サムフィーダー CP-X 型 1台

株式会社田中衡機工業所製

付帯機器 パーフェクションスケール PF9-300N-9 1台

b) 現行の滅菌処理設定は以下の通りであり、1バッチ(約115分程度)、1日最大6 バッチにて実施している。

温度・・・・125℃

滅菌時間・・・45分

減圧圧力・・・-90kpa

減圧回数・・・4回

※運用・処理設定については現行設定を基本とし、大幅な変更を行う場合は本学職員と協議すること。

- c) 滅菌処理後は外部搬出用収集コンテナへ積載すること。
- d) メンテナンス等により滅菌装置等で滅菌処理作業が行えない時は、滅菌対象物をダンボール等の容器へ収納して外部搬出の準備を行うこと
- e) 既設高圧蒸気滅菌装置の不具合等を発見した場合は契約掛へ報告すること。

(3) 医療系廃棄物等収集運搬(外部搬出)及び処分業務

- (ア) 外部焼却施設等への搬出基準は以下のとおりとする。
 - a) 感染性廃棄物(液体·鋭利物)は特別管理産業廃棄物として排出する。
 - b) 感染性廃棄物(固形物)で滅菌処理しないものは特別管理産業廃棄物として排出する。
 - c) 感染性廃棄物(固形物)で滅菌処理したもの(滅菌残渣)は産業廃棄物(廃プラスチック類)として排出する。
 - d) 日常排出される非感染性産業廃棄物 (バラゴミ) は産業廃棄物 (廃プラスチック類) として排出する。
 - e) 非感染性産業廃棄物(大型粗大ゴミ)は産業廃棄物(大型粗大ゴミ)として搬出する。

(イ) 外部焼却施設への搬出場所及び搬出業務

医療系感染性廃棄物・産業廃棄物の廃棄物集積場所は、病院サービスサプライ棟廃棄物 集積施設(別紙図面のとおり)で、この場所から外部焼却施設への搬出作業を行う。

a) 感染性廃棄物

構内収集業務等作業員によって、プラスチック容器(液体)が収集車に積み込まれるので、積み込みが終了したら焼却(処理)施設へ搬入して、焼却等の適切な処理を行うこと。

b) 廃プラスチック (滅菌残渣)

構内収集業務等作業員によって、ゴミ袋に梱包された廃プラスチック(滅菌残渣)がコンテナに積み込まれるので、コンテナ交換方式により、コンテナごと焼却(処理)施設等へ搬入して、焼却等の処理を行うこと。

c) 廃プラスチック類、ガラス屑及び金属屑

構内収集業務等作業員が、別紙・廃棄物集積所図面に示す3か所の構内廃棄物集積所から収集してきた廃プラスチック類、ガラス屑及び金属屑(缶、スプレー缶以外)を、それぞれコンテナに積み込み、コンテナ交換方式により、コンテナごと焼却(処理)施設等へ搬入して、焼却等の処理を行うこと。なお、患者に使用していない注射筒等については、産業廃棄物(廃プラスチック類)で搬出するので、これらを受入可能な焼却(処理)施設等を確保すること。

d) 大型粗大ゴミ

別紙・廃棄物集積所図面で示す産業廃棄物倉庫又は病院建物内より直接搬出する。包括管理者に搬出物を確認し、収集運搬業者の作業員が収集車への積み込み作業を行う こと。

(ウ) 医療系感染性廃棄物の収集運搬・処分業務

<収集運搬業務>

- a) 収集運搬業務は京都府知事など管轄自治体から許認可を受けた収集運搬業務者 (受注者又は協力企業)が行うこと。
- b) 契約期間中は2者以上の収集運搬業務者(受注者と協力企業、又は協力企業2者) を確保しておくとともに、受注者が病院側へ請求する委託料は同一単価とすること。
- c) 2者以上の収集運搬業務者(受注者又は協力企業)のうち主となる業務者は優良業務者として認定されている者であること。
- d) 収集運搬の車輌は管轄自治体等へ登録済みの車輌であること。
- e) 感染性廃棄物の収集運搬は一般廃棄物等と混載して運搬を行わないこと。
- f) 感染性廃棄物の収集運搬には収集運搬業務者(受注者又は協力企業)の所有する保 冷車タイプで8トン以下の車輌を用いること。
- g) 収集運搬の頻度(目安)は、週1便とする。

- h) 本契約とは別に病院と収集運搬業者(受注者又は協力企業)が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく委託契約を締結するが、委託費用は受注者がまとめて病院に請求し、受注者から収集運搬業務者(協力企業)へ支払うこと。
- i) 収集運搬業務者(受注者又は協力企業)は、収集運搬の都度、印刷された電子マニフェストの受渡確認票を用意して、包括管理者へ提出すること。

<処分業務>

- a) 処分業務には中間処理業務と最終処分業務の両方を含むものとする。
- b) 処分業務は京都府知事など管轄自治体等から許認可を受けた処分業務者(受注者又は協力企業) が行うこと。
- c) 契約期間中は2者以上の処分業務者(代表企業と協力企業、又は協力企業2者)を 確保しておくとともに、受注者が病院側へ請求する委託料は同一単価とすること。
- d) 2者以上の処分業務者(受注者又は協力企業)のうち主となる業務者は優良業務者として認定されている者であること。
- e) 処理方法は焼却等の法令により定められた処理方法にて行うこと。
- f) 1者の処分業務者(受注者又は協力企業)の施設メンテナンス時にも、他の1者で滞りなく処理が行える体制を整えること。
- g) 本契約とは別に病院と処分業務者(受注者又は協力企業)が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく委託契約を締結するが、委託費用は受注者がまとめて病院に請求し、受注者から処分業務者(協力企業)へ支払うこと。
- h) 処分業務者は電子マニフェストの重量最終確定者とし、当月1か月分の計量伝票を 翌月5営業日までに包括管理者へ提出すること。

(エ) 産業廃棄物の収集運搬・処分業務

<収集運搬業務>

- a) 収集運搬業務は京都府知事など管轄自治体から許認可を受けた収集運搬業務者 (受注者又は協力企業)が行うこと。
- b) 契約期間中は2者以上の収集運搬業務者(受注者と協力企業、又は協力企業2者) を確保しておくとともに、受注者が病院側へ請求する委託料は同一単価とすること。
- c) 2者以上の収集運搬業務者(受注者又は協力企業)のうち主となる業務者は優良業務者として認定されている者であること。
- d) 収集運搬の車輌は管轄自治体等へ登録済みの車輌であること。
- e) 産業廃棄物の収集運搬は一般廃棄物等と混載して運搬を行わないこと。
- f) 収集運搬には8㎡~20㎡タイプのコンテナ式車輌等を用いること。 また、廃棄物の種類ごとに最低3基のコンテナを病院サービスサプライ棟廃棄物集 積場所に設置すること。
- g) 収集運搬の頻度(目安)は下記のとおりとする。
 - ・廃プラスチック類 ・・・ 約1便/日(日曜日を除く毎日)
 - ・廃プラスチック類 (滅菌残渣)・・・・・約1便/日(日曜日を除く毎日)
 - ・ガラス屑 ・・・・・・・・・・・ 約1便/3ヶ月~4ヶ月
 - ・金属屑 ・・・・・・・・・・ 約1便/3ヶ月~4ヶ月
- h) 本契約とは別に病院と収集運搬業者(受注者又は協力企業)が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく委託契約を締結するが、委託費用は受注者がまとめて病院に請求し、受注者から収集運搬業務者(協力企業)へ支払うこと。
- i) 収集運搬業務者(受注者又は協力企業)は、収集運搬の都度、印刷された電子マニフェストの受渡確認票を用意して、包括管理者へ提出すること。

<処分業務>

a) 処分業務には中間処理業務と最終処分業務の両方を含むものとする。

- b) 処分業務は京都府知事など管轄自治体等から許認可を受けた処分業務者(受注者又は協力企業)が行うこと。
- c) 契約期間中は2者以上の処分業務者(受注者と協力企業、又は協力企業2者)を 確保しておくとともに、受注者が病院側へ請求する委託料は同一単価とすること。
- d) 2者以上の処分業務者(受注者又は協力企業)のうち主となる業務者は優良業務者として認定されている者であること。
- e) 処理方法は破砕・焼却・溶融・再生等にて処理を行うこと。
- f) 1者の処分業務者(受注者又は協力企業)の施設メンテナンス時にも、他の1者で滞りなく処理を行う体制を整えること。
- g) 本契約とは別に病院と処分業務者(受注者又は協力企業)が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく委託契約を締結するが、委託費用は受注者がまとめて病院に請求し、受注者から処分業務者(協力企業)へ支払うこと。
- h) 処分業務者は電子マニフェストの重量最終確定者とし、当月1か月分の計量伝票を 翌月5日までに包括管理者に提出すること。

(オ) 産業廃棄物(大型粗大ゴミ)の収集運搬(外部搬出)及び処分業務

<収集運搬>

- a) 収集運搬業務は京都府知事など管轄自治体から許認可を受けた収集運搬業務者 (受注者又は協力企業)が行うこと。
- b) 契約期間中は1者以上の収集運搬業務者(受注者又は協力企業)を確保しておくとと もに、受注者が病院側へ請求する委託料は同一単価とすること。
- c) 1者以上の収集運搬業務者(受注者又は協力企業)のうち主となる業務者は優良業務者として認定されている者であること。
- d) 収集運搬の車輌は管轄自治体等へ登録済みの車輌であること。
- e) 産業廃棄物(大型粗大ゴミ)の収集運搬は他施設の産業廃棄物(大型粗大ゴミ)と混載 して運搬を行わないこと。
- f) 収集運搬の頻度(目安)は、産業廃棄物倉庫は年6回(約2ケ月に1回)程度。 病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物は契約期間中10回程度を予定し ている。
- g) 本契約とは別に病院と収集運搬業者(代表企業又は協力企業)が「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律」に基づく委託契約を締結するが、委託費用は受注者がまとめて病 院に請求し、受注者から収集運搬業務者(協力企業)へ支払うこと。
- h) 収集運搬業務者(受注者又は協力企業)は、収集運搬の都度、印刷された電子マニフェストの受渡確認票を用意して、包括管理者へ提出すること。

<処分業務>

- a) 処分業務には中間処理業務と最終処分業務の両方を含むものとする。
- b) 処分業務は京都府知事など管轄自治体等から許認可を受けた処分業務者(受注者又は協力企業)が行うこと。
- c) 契約期間中は上記 6.(2)に記載の産業廃棄物が処理できる処分業務者(受注者又は協力企業)を確保しておくとともに、受注者が病院側へ請求する委託料は同一単価とすること。
- d) 処分業務者のうち金属ごみ及び廃プラスチック類の処分業務者は優良業務者として 認定されている者であること。
- e) 処理方法は破砕・焼却・溶融・再生等にて処理を行うこと。
- f) 本契約とは別に病院と処分業務者(受注者又は協力企業)が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく委託契約を締結するが、委託費用は受注者がまとめて病院に請求し、受注者から処分業務者(協力企業)へ支払うこと。

<特殊処理>

a) フロン回収処理(フロン回収処理又はフロン回収業者への取次等)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)に定められた、業務用冷蔵庫、特殊研究用機器、冷凍機など第一種特定製品が排出された場合は、フロンが未回収の廃棄物は、処分業務者(受注者又は協力企業)が第一種フロン回収業務者(以下、フロン回収業務者という)である場合は自らがフロン回収を行ってから、処分業務者がフロン回収業務者でない場合は取次者としてフロン回収業務者に回収処理を委託し完了してから、廃棄処分等を行うこと。

その場合、病院は収集運搬業務者(受注者又は協力企業)にフロン回収行程管理票(A票、C票、E票、F票)を交付するので、処分業務者(受注者又は協力企業)は、受注したときに登録番号等必要事項を記入して回収依頼書兼委託確認書(A票)を、回収処理が完了したら引取証明書(E票)を契約掛へ送付すること。なお、フロン回収行程管理票は処分業務者(受注者又は協力企業)が用意するものとし、病院の代行者として必要事項を記入した後、回収依頼書兼委託確認書(A票)を本院に送付してもかまわない。なお、本契約には、フロン回収処理費用及びその他処理手続きに要するすべての費用を含むものとする。

- b) HDD・ノートパソコン磁気破壊処理
 - パソコンが排出された場合は、HDDが内蔵されたままであればそれを取り出し磁気破壊処理を行うこと。また、取り出されたHDDが排出された場合及びノートパソコンについては、そのまま磁気破壊処理を行うこと。磁気破壊処理が完了したら、磁気破壊証明書及び写真を本院に交付すること。
- c) 家電リサイクル処理(一般財団法人家電製品協会の指定取引場所までの収集運搬等)特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に定められた、家庭用のエアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの特定家庭用機器廃棄物(以下、廃家電という)が排出された場合は、収集運搬業務者(受注者又は協力企業)が一般財団法人家電製品協会の指定取引場所まで収集運搬を行うこと。

その場合、病院が収集運搬業務者に家電リサイクル券を交付するので、収集運搬業務者(受注者又は協力企業)は排出する廃家電のメーカー名、容量等を確認し必要事項を記入して、家電リサイクル券(①排出者控)を病院へ送付すること。なお、家電リサイクル券は収集運搬業務者が用意するものとし、病院の代行者として必要事項を記入した後、家電リサイクル券(①排出者控)を本院に送付してもかまわない。また、廃家電の収集運搬は、ある程度の台数が溜まってからの搬出でかまわない。本契約には、一般財団法人家電製品協会定めるリサイクル料金及びその他処理手続きに要するすべての費用を含むものとする

(4) 病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物分別・搬出準備作業

- a) 残置物品のうち移動できる物品(ベッド、マットレス、電化製品、椅子、カート類、什器類、ゴミ箱、パソコン類、医療機器類など)を種類ごとにまとめ、所定の部屋に集約する。 集約時には引き出しを確認し、中味が入っていたら空ダンボール又はゴミ袋に取り出す。中味は金属ごみ、プラスチックゴミ、紙ゴミ等に分別し、バラゴミは日常の廃棄物として処分すること。
- a) 契約掛員が不要物品のバザーを院内向けに行うので、残置物品の引渡し作業や所定の場所までの運搬を行うこと。
- c) 残った残置物品は、耐震固定がされているロッカー、棚類については固定の取り外しを 行い、廃棄物として搬出する準備を行う。
- d) 産業廃棄物(大型粗大ゴミ) の収集運搬業務者へ収集を依頼する。

9. その他

(1) 定期報告会の開催

受注者と病院は毎月 1 回、定期報告会を開催するものとし、その報告会において受注者は当月実施した業務に関する報告を病院側に行うものとする。

- (2) 受注者は業務の履行にあたって、病院における衛生環境の重要性を十分認識し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、環境省が定める「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を遵守し、本仕様書に基づき、安全かつ適正に業務を実施すること。
- (3)受注者及び協力企業は、契約期間中及び契約期間後において、業務遂行上知り得た事項を 第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない。また、業務遂行上知り得た機密 事項についても同様である。
- (4) 本業務に必要な構内収集用貨物自動車(2トン以下)、外部焼却(処理)施設への収集運搬車(8トン以下)、感染性廃棄物集積所用廃棄物カート、害虫駆除剤等の業務に必要な備品 や消耗品は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、業務の実施又はその結果の不完全により病院に損害を与えた時は、その損害を 賠償しなければならない。
- (6) 受注者の責に帰すべき事由により、病院の建物・設備等に損害を与えた時は、すべて受注 者においてその責を負うものとする。また、業務中の安全性に十分配慮するものとし、万 一の事故について、病院は一切責任を負わないものとする。
- (7) 病院地区構内は全面禁煙であるため、業務責任者及び従業員もこれに従うこと。

棄物処理の外部施設での処分に必要な費用等は受注者負担とする。

- (8) 高圧蒸気滅菌装置が故障して運転停止となった場合は、受注者と病院とで協議を行い、停止期間中の取り扱いを決定することにする。 なお、停止原因が受注者の責に帰する場合は、滅菌装置が稼動できない期間における廃
- (9) 本業務の管理室及び休憩室として医療廃棄物焼却炉(棟番号 151) を使用するものとする。
- (10)費用負担は以下の通りとする。また、本仕様書の実施において、契約締結後に、明記されていない事項及び疑義が生じたときは、その都度、病院と受注者で協議を行い、これを取り決めるものとする。

≪費用負担≫

受託者側負担(本契約に含むもの)	病院側負担
構内収集用貨物自動車(2トン以下の車両)	廃棄物各容器 (P10 記載のもの)
別紙図面①に設置する一般廃棄物収集用	感染性医療廃棄物用高圧蒸気滅菌装置及
かご台車	び蒸気供給ボイラーの運転に必要な消耗
別紙図面②に設置する感染性廃棄物の鍵	品、メンテナンス機材及び部品等の修理費
付き廃棄物カート	用、保守費用
無菌性確認に使用する物品関係(オートリ	
ーダー及びインジケータ等)	
害虫駆除剤	
廃棄物カート及び滅菌装置等の環境維持	
に係る消毒剤等清掃材料	
作業服、手袋	